

令和4年度

葛飾区ホームページ作成費補助事業のご案内

この制度は、区内中小企業が販路拡大等を図るため、製品や技術等を広くPRする手段として、インターネットを活用したホームページを新規で作成する場合または既存のホームページを全面的に改修するための経費の一部を補助するものです。

申請資格

- 1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業で、区内に主たる事業所を有すること。
(ただし東京信用保証協会による信用保証の対象外となる業種及びホームページ作成・改修を業務としている企業は除く。)
- 2 区内で引き続き1年以上事業を行っていること。
- 3 前年度の法人都民税、個人事業主の場合は葛飾区の特別区民税(区外在住の場合は、葛飾区の特別区民税及び居住地の区市町村民税)を滞納していないこと。
- 4 国又は他の地方公共団体等から同一趣旨の補助金の交付を受けていないこと。
- 5 過去2年度に本補助金の交付を受けていないこと。(令和2年度、令和3年度に利用した場合は不可。)
- 6 ホームページの作成・改修に着手する前であること。

対象とする経費

- 1 補助事業者が新規に独自のホームページを作成するための委託料
- 2 補助事業者がすでに作成したホームページを全面的に改修するための委託料
(※改修とは、画像の差し替えやページの追加等ではなく全面的なデザインの変更を指します。)

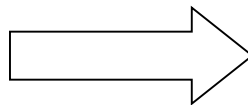
(例)



(東京スマイル農業協同組合からのお知らせ)
今年も昨年に引き続き、東京直銷の二日三軒半
展覧会を行います。軽生直銷の野菜は、ご家庭
自直産が期待することになりました。ご世帯の
味と直しくお楽しみください。

(2019/08/22) 第33回葛飾区産物フェアの
公式サイトをオープンしました。12月のサイトの
ことです。

第35回のテーマ
「つなげるジグザグ つながるミラ
イ」



- 3 上記1、2に合わせて、新たに外国語対応するための経費
(ただし、日本語を含めて2か国語以上の言語に対応すること。)

対象外となるもの

- 1 パソコン・ソフト等設備購入費、ドメイン維持費、サーバー維持費等
- 2 作成するWebページが、他の者が主催するサイトの一部となるもの
- 3 外国語対応のみの改修
- 4 ホームページ作成業者に直接業務を委託せず作成するもの(仲介業者に委託して作成するもの)

※裏面もごさいます。

補助額

補助事業	補助金額	補助上限額
ホームページ作成・改修事業 (通常)	補助対象経費に2分の1を乗じて 得た額(千円未満切捨て)	5万円
ホームページ作成・改修事業 (外国語対応 ※現在のホームページが既に外国語対応している場合は除く)		8万円

申請方法及び書類

※ホームページの作成・改修に着手する前に必要書類を揃えて、提出してください。

- 1 葛飾区ホームページ作成費補助金交付申請書(第1号様式)
- 2 葛飾区ホームページ作成事業計画書(第2号様式)
- 3 企業概要(第3号様式)
- 4 個人事業主の場合は、開業届の写し
- 5 ホームページの作成に係る委託料の見積書の写し
- 6 法人・・・前年度の法人住民税納税(非課税)証明書(※領収書等は不可)
個人事業主・・・特別区住民税納税(非課税)証明書(区外在住の場合は、特別区住民税納税(非課税)証明書及び居住地の区市町村民税納税(非課税)証明書)

補助金の交付

ホームページ完成後、必要書類を提出し交付決定通知書に基づき交付いたします。

申請年度内にホームページが完成しない場合や必要書類の提出がない場合は、補助金の交付ができません。

申請期間

令和4年4月1日～令和5年2月28日

申請書等の取得方法

葛飾区ホームページでダウンロードできるほか、商工振興課で配布いたします。

申請・問い合わせ先

葛飾区 商工振興課 工業振興係
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-1 テクノプラザかつしか内
電話 03(3838)5587 FAX 03(3838)5551

※Q&Aもございます。

Q & A

(Q1) ホームページの「新規作成」とは。

A, 現在ホームページを持っていない事業者が、新たに自社のホームページを作成することを指します。

(Q2) ホームページの「改修」とは。

A, 事業者様が現在持っているホームページが古くなった等を理由に全面的に改修することを指します。

画像の差し替えやページの追加のみでは改修には当てはまらないのでご注意ください。

(Q3) 法人住民税の納税証明書は原本でないと申請ができないのか。また、領収書で代用することはできないか。

A, 法人住民税の納税証明書は原本の提出となります。

税の滞納がないことを確認させていただいておりますので、領収書では申請いただけません。

(Q4) 法人住民税の納税証明書はどこで取得できるのか。

A, 葛飾区役所 2F 都税事務所で取得（有料）することができます。

(Q5) 申請書類の提出は郵送でも良いか。

A, テクノプラザかつしか 2階の商工振興課への持参のほか、郵送での提出も受け付けております。

(Q6) 既に自社のホームページを持っているが、新しく立ち上げたブランドのホームページを作成したい。この場合、補助金を申請することはできるか。

A, この補助金は自社のホームページをお持ちでない事業者様、及び既存のホームページが古くなり全面的な改修が必要な事業者様を対象としております。そのため、既に自社のホームページをお持ちの場合は補助金の対象となりません。

(Q7) 年度末に補助金の申請を行いたいのだが、問題はないか。

A, 補助金の申請は2月28日までです。ただし、3月31日までにホームページ作成事業が完了し、実績報告書、制作委託先からの請求書と領収書のご提出が必要になります。そのため、余裕を持ったご申請をお願いいたします。

(Q8) 個人事業主として葛飾区内で1年以上事業を営んでいるが、税務署に開業届は提出していない。他の書類で代用はできないか。

A, 個人事業主の場合は開業届により、葛飾区内で1年以上営業していることを確認しております。他の書類での代用はできませんのでご了承ください。